

（仮称）余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業 環境影響評価準備書 に対する福井県知事意見

（仮称）余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業の事業実施区域およびその周辺は、林齢 100 年を超えるブナ林が広範囲に分布し、国内希少野生動植物に指定されているクマタカの生息が 11 ペア確認されている。また、広大なブナ林冠内には分布限界に生息・生育する動植物が多数確認されるとともに、クマタカの複数のペアが隔年で繁殖に成功していることは餌資源の豊富さを示しており、本地域の森林生態系が高い多様性と健全性を持つことを明らかにしている。このことから、個々の環境要素のみならず、全体を重要な自然環境のまとまりの場として保全する必要がある地域である。

また、複数の場所に断層や地すべり地形が存在し、令和 4 年 8 月の集中豪雨では土砂崩れ等の被害が至る所で発生しており、今後も土砂の流出や土砂災害の発生が懸念される地域でもある。

本事業は、こうした地域において、約 57 ヘクタールに及ぶ土地を改変し、20 キロメートルを超える道路を新設する計画であり、特に重要な自然度の高いブナ林を大規模に伐採し、尾根部で分断する。さらに、約 74 万立方メートルの掘削土のすべてを対象事業実施区域内で盛土造成に利用するとしている。

しかしながら、本環境影響評価準備書（以下、「準備書」という。）においては、大規模に伐採するブナ林や生息・生育する重要な動植物についての調査・予測・評価は、不十分かつ不適切である。

特に、バードストライクの影響が課題となっている風力発電機を 39 基、幅 5 キロメートルに渡って配置するにも関わらず、周辺で複数のペアの飛翔を確認した広範な行動圏をもつイヌワシ、2 年に一羽衝突すると予測したクマタカ、コウノトリやハチクマをはじめとする大規模な渡りを観測した渡り鳥については、その影響を回避または低減する環境保全措置の検討・検証を十分行わないまま、事後調査を主体とする対策に先送りしている。

また、複数の盛土造成地については、必要理由が乏しく、残土の処分が主目的と考えざるを得ない。加えて、土砂流出対策についての記載はなく、地域住民等への安全性に関する説明も十分になされていない。

これらのことから、事業の実施に伴う重大な影響を回避または極力低減するため、以下の事項に十分配慮し、事業計画等の抜本的な見直しを図る必要がある。また、この見直しにおいては、専門家等で構成する検討会を設置し、客観性、透明性を確保することが重要である。

I 事業計画

1 改変区域の見直し

対象事業実施区域の中央部から東側にかけて広がる成熟したブナ林や特定植物群落である「栃木峠附近のブナ林」から当該区域の北西部の尾根にかけて分布するブナ林は、貴重な森林生態系の基盤となっている。

このような地域での大規模かつ森林を分断するような改変は、直接改変による多様な動植物の生息・生育環境の消失のみならず、シカの生息範囲拡大や外来種の侵入により、生態系に重大な影響が生じる可能性が高い。

さらに、当該区域のうち、福井県内のほぼ全域が水源かん養保安林に指定され、土砂の流出や崩壊の防備など山地災害防止機能の発揮を目的とした森林として管理されていることから、森林機能の低下により重大な影響が生じるおそれもある。

このため、No. 15～25、30～33、37、38 号機およびその周辺については、自然度の高いブナ林をまとまりとして保全する必要があることから、その伐採を回避できるよう改変区域を大幅に縮減すること。

2 風力発電機の配置

(1) クマタカ

クマタカの営巣中心域および別ペアに対する排他的行動（以下、「相互作用の飛翔」という。）が確認されている高利用域の境界においては、バードストライクが発生する可能性が高く、生息に重大な影響を及ぼすおそれがあるため、これらの場所は風力発電機の設置を避ける必要がある。

このため、ブレード回転域が営巣中心域に含まれる No. [黒塗り] 号機および相互作用の飛翔が頻繁に確認されている No. [黒塗り] 号機については、風力発電機の配置を見直すこと。

また、No. [黒塗り] 号機については、営巣地が特定されていないペアの営巣中心域に位置する可能性が否定できないことから、環境影響評価書（以下、「評価書」という。）までに追加調査等を行い、専門家（当該地域の知見を有する者を含む複数名とすること。以下、鳥類に係る聴取に同じ。）の意見を踏まえて行動圏を精査した上で、風力発電機の配置について検証を行うこと。

※黒塗りの部分については、クマタカの保全の観点から公表しない。

(2) 渡り鳥

多様な鳥類の大規模な移動が確認され、渡り鳥のバードストライクや移動経路の遮断・阻害が予測されていることから、渡りのルートに並行し、移動経路を遮断・阻害しない配列にするなど、それらの影響を極力低減できるように風力発電機の配置を見直すこと。

3 盛土等

対象事業実施区域には、複数の断層や地すべり地形が認められるとともに、スキー場跡地では令和4年8月豪雨前から斜面崩壊が生じている。また、記録的短時間大雨情報発表が全国的に頻発しており、造成区域、特に盛土部は、こうした降雨による土砂の流出や土砂災害の発生する可能性が高くなることから、その防止に万全を期す必要がある。

このため、道路、資機材置場などの関連施設について、掘削土の活用を避け、盛土の範囲をできる限り縮減すること。

また、風車ヤードの位置、規模、構造等の詳細設計に当たっては、切土、盛土の土量のさらなる低減を図ること。

4 事業計画見直し・詳細設計における適切な環境影響評価の実施

(1) 調査、予測および評価の再実施

今後の事業計画の見直しおよび詳細設計においては、自然度の高いブナ林や希少猛禽類の営巣中心域、希少な植物の生育地、水辺等の動植物の生息・生育にとって重要な区域の改変は回避すること。

また、風力発電機の位置の変更を見据え、準備書では対象事業実施区域の範囲を改変区域の面積の約 15 倍に設定しているが、動物相および植物相の現調査の範囲は改変区域およびその周囲に限られている。このため、風車ヤードや取付道路の変更に伴う事業計画の見直しによって、新たに改変区域となる場所については、改変する位置および規模等に応じて、追加の調査を実施した上で、予測および評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を講じること。

なお、その検討に当たっては、I の 4 (2) の検討会において、複数案の比較検討、それぞれの環境要素の総合的な評価を行い、妥当性を検証すること。

(2) 検討会の設置

本事業計画は、動植物・生態系への配慮や環境保全措置の検討が不十分である。また、南越前町では、降水量が統計開始以来の極値を更新した令和4年8月の豪雨により多大な被害を受けたことから、土砂の流出や土砂災害の発生に対する懸念が高まっており、地盤の安定性や極大降水量を考慮した土砂流出防止対策のさらなる検討が必要である。

このため、評価書までに、動植物・生態系の各分類群ならびに土木工学に係る専門家等で構成する検討会を設置し、事業計画の抜本的な見直しを検討すること。特に、Ⅰの1、2および3の対応について、十分考慮すること。

また、検討会はできる限り公開し、透明性を確保すること。

5 累積的な影響

対象事業実施区域およびその周辺において、複数の他事業者による風力発電事業が計画されていることから、他事業との累積的な環境影響が生じるおそれがある。

このため、事業計画や環境影響評価の結果について、事業者間での積極的な情報共有を行い、次のとおり措置を講じること。

(1) 騒音および振動

工事用資材等の搬出入に伴う道路沿道の影響を低減するため、他事業者と工事関係車両の走行ルート、工事の工程や内容について情報共有し、工事時期の調整などの措置を講じること。

(2) 渡り鳥

渡り鳥への影響を低減するため、他事業者および当該地域の鳥類に関する知見を有する専門家等で構成する検討会を設置し、稼働制限や事後調査等を他事業者と共同して実施すること。

その実施状況については、県等の関係機関に報告すること。また、これらの結果はできる限り公開し、透明性を確保すること。

Ⅱ 個別事項

1 水環境

濁水が河川等に流出しないよう、新設道路および排雪所等の関連施設を含めた排水対策を検討し、工事中および供用後の集水排水管理を徹底すること。

沈砂池については、定期的に排出先の状況の確認を行うとともに、適切な管理を行うこと。

また、残土を仮置きする場合には、仮置場からの濁水の流出についても考慮すること。

2 動物・植物・生態系

(1) コウモリ類

コテングコウモリなど重要な種については、事後調査を適切に行い、バットストライク等の重大な影響が認められた場合には、専門家の意見を踏まえ、適切な環境保全措置を講じること。

(2) 渡り鳥等

コウノトリやハチクマをはじめ多様な鳥類の大規模な渡りが確認され、渡り鳥のバードストライクが予測されていることから、専門家の意見を踏まえ、主要な渡りの時期、時間帯に稼働制限を行い、その影響を回避または極力低減すること。

なお、稼働制限の期間等を調整する場合には、供用後の調査に基づき、専門家の意見またはⅠの5(2)により設置した検討会の検討結果を踏まえること。

(3) 希少猛禽類

対象事業実施区域の近傍に生息しているクマタカおよびサシバについては、工事の実施に伴う影響をできる限り低減するため、専門家の意見を踏まえ、営巣期の工事を避けるなど適切な措置を講じること。

特に、改変区域近傍に生息しているクマタカについては、工事着手前から繁殖等の状況について調査を行い、工事前および工事中の調査結果に応じ、工事の一時中止等、必要な措置を講じること。

(4) 植物

改変区域およびその周辺の大径木については、追加の調査を実施し、専門家の意見を踏まえ、定義の検証を行うこと。また、その結果を踏まえて、伐採を回避または極力低減し、樹冠を含めできる限り保全すること。特に、オオウラジロノキは、伐採しないこと。

I の 4 (2) の検討会において事業計画の抜本的な見直しを行ってもなお重大な影響が回避できず、代償措置として移植を行う場合には、生育数が減少しないよう、個別の種の生育状況を十分把握するとともに、類似事例を収集した上で、専門家の意見を踏まえ、適切に行うこと。

(5) 生態系

法面の緑化に当たっては、在来種を基本とし、現地の植物相に近い種を採用すること。

なお、シカの食害を受けにくい種を用いる場合には、専門家の意見を踏まえ、本地域の生態系に影響が生じないよう配慮すること。

また、工事に伴い外来種の持ち込みをできる限り低減できるよう、工事関係車両の入出場時のタイヤ洗浄の徹底など、適切な措置を講じること。

3 景観

フォトモンタージュについては、鮮明な写真を用いるとともに、人工物の映り込みをできる限り低減したものとする。

また、広葉樹からなる山腹一帯の優れた自然景観との調和が図られるよう風力発電機の色彩等を検討すること。

4 廃棄物等

事業計画の見直しによって発生する残土については、対象事業実施区域内で処分しないこと。また、当該区域外における有効利用を検討すること。

なお、工事関係車両の増加に伴う大気環境への影響については、必要に応じて予測、評価を見直すこと。

5 事後調査

事後調査について、調査方法および調査結果の評価ならびに追加の環境保全措置の検討に当たっては、専門家の意見を踏まえること。

また、以下のことに十分配慮するとともに、事後調査および追加の環境保全措置の実施状況については、その検討の経緯を含めて、県等の関係機関に報告すること。

(1) イヌワシ飛来状況調査

調査は、工事着手前から行うこと。

本調査およびその他の調査によって、対象事業実施区域内においてイヌワシの採食行動が認められた場合には、工事または風車の稼働を直ちに停止し、改めてイヌワシの生息状況調査を実施し、行動圏の内部構造解析および衝突確率の予測および評価を行うこと。

(2) バードストライクに関する調査

死骸の持ち去り率や調査員の見落とし率等、調査の精度をあらかじめ確認した上で、十分な頻度、監視体制で行うこと。また、調査員等が、目視で確認できる範囲は限られることから、監視カメラやセンサーなどの併用を検討すること。

また、クマタカやコウノトリなど希少な鳥類のバードストライクが確認された場合には、稼働を直ちに停止し、その原因を究明した上で、必要な措置を講じること。

なお、これらの結果は、今後の風力発電事業の環境保全対策に有効に活用されるよう、公開に努めること。

(3) クマタカの生息状況調査

供用後のクマタカの調査は、高利用域に風力発電機を設置するすべてのペアを対象とすること。

なお、生息状況調査に当たっては、調査員の存在が営巣等に影響を与えることがないよう、適切に行うこと。

Ⅲ 評価書の作成等

1 評価書の作成

(1) 検討の経緯等の記載

評価書の作成段階における事業計画の見直しについては、検討経緯およびその結果等を評価書に記載すること。特に、次のⅠおよびⅡの指摘事項については、遺漏のないようにすること。

- ① Ⅰの4(2)の検討会
- ② Ⅰの5の措置を講じること
- ③ Ⅱの2(2)および(3)の調査および措置を講じること
- ④ Ⅱの2(4)の検証および保全
- ⑤ Ⅱの3の結果

(2) 分かりやすい記載

評価書の作成に当たっては、それぞれの環境要素について、予測条件の妥当性が確認できるよう、その前提条件を根拠とともに明記し、具体的な数字や出典等を記載するなど分かりやすい図書となるよう努めること。

2 評価書の公開

事業計画や環境保全措置の内容について、工事中または供用後に地域住民等が確認できるよう、環境影響評価法で定める縦覧期間経過後も評価書を公開すること。

3 住民等への説明

事業計画の見直し等に当たっては、Ⅰの4(2)およびⅠの5(2)の検討会の公開のみならず、地域住民等に対し十分な説明を行うこと。

4 新たな事実への対応

工事中または供用後において、新たな事実が判明した場合には、県および関係市町に報告するとともに、適切な措置を講じること。